

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成20年6月19日(2008.6.19)

【公開番号】特開2002-3216(P2002-3216A)

【公開日】平成14年1月9日(2002.1.9)

【出願番号】特願2001-134908(P2001-134908)

【国際特許分類】

C 01 B	39/46	(2006.01)
B 01 J	29/74	(2006.01)
C 07 C	5/27	(2006.01)
C 07 C	15/08	(2006.01)
C 07 B	61/00	(2006.01)

【F I】

C 01 B	39/46	
B 01 J	29/74	Z
C 07 C	5/27	
C 07 C	15/08	
C 07 B	61/00	3 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月28日(2008.4.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】ケイ素およびゲルマニウムから選択される少なくとも1つの元素Xと、アルミニウム、鉄、ガリウム、ホウ素、チタン、バナジウム、ジルコニウム、モリブデン、ヒ素、アンチモン、クロムおよびマンガンから選択される少なくとも1つの元素Tとを含むEUO構造型ゼオライトにおいて、5～50のX/T比と0.010～0.065のN/X比とを有することを特徴とするゼオライト。

【請求項2】6～35のX/T比を有する、請求項1記載のゼオライト。

【請求項3】7～30のX/T比を有する、請求項1または2記載のゼオライト。

【請求項4】7～26のX/T比を有する、請求項1～3のいずれか1項記載のゼオライト。

【請求項5】0.015～0.055のN/X比を有する、請求項1～4のいずれか1項記載のゼオライト。

【請求項6】0.020～0.045のN/X比を有する、請求項1～5のいずれか1項記載のゼオライト。

【請求項7】結晶内細孔内にジベンジルジメチルアンモニウムカチオンを含有する、請求項1～6のいずれか1項記載のゼオライト。

【請求項8】元素Xがケイ素であり、かつ元素Tがアルミニウムである、請求項1～7のいずれか1項記載のゼオライト。

【請求項9】請求項1～8のいずれか1項記載のゼオライトの焼成により得られるゼオライト。

【請求項10】あらゆる構造型のゼオライトの合成のための核としての、請求項1～9のいずれか1項記載のEUO構造型ゼオライトの使用方法。

【請求項11】請求項9記載のEUO構造型ゼオライトを含む触媒。

【請求項12】 少なくとも1つの結合剤と、少なくとも1つの第VIII族金属とを含む、請求項11記載の触媒。

【請求項13】 ゼオライトが少なくとも部分的に酸の形態である、請求項11または12記載の触媒。

【請求項14】 第IB、IIB、IIIA、IVA、VIBおよびVIIIB族の元素から成る群から選択される少なくとも1つの金属を含む、請求項11～13のいずれか1項記載の触媒。

【請求項15】 硫黄を含む、請求項11～14のいずれか1項記載の触媒。

【請求項16】 炭化水素仕込原料を、請求項11～15のいずれか1項記載の触媒と接触させることを含む、炭化水素の転換方法。

【請求項17】 炭化水素の転換の型が、炭素原子8個の芳香族留分の異性化である、請求項16記載の方法。